

(保16) F  
平成23年4月6日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中川 俊 男

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナトリウム錠50 $\mu$ g  
「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

今般の震災の影響より、安定した供給が困難となっているチラーヂンS錠等(一般名:レボチロキシナトリウム)につきましては、平成23年4月4日(保7)Fにてご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省から要請を受けた「サンド株式会社」が、ドイツで販売されているレボチロキシナトリウム製剤(50 $\mu$ g)を緊急輸入し、4月前半を目途に供給開始を予定しております。

今般、緊急的に輸入されるレボチロキシナトリウム製剤(50 $\mu$ g)の医療保険上の取扱いが下記のように示されましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

○レボチロキシナトリウム錠50 $\mu$ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

当該製剤は、既に日本で製造販売承認されているレボチロキシナトリウム錠50 $\mu$ g「サンド」と薬事法上同一のものであることから、日本薬局方の表示がない場合であっても、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」に記載されている以下の品目と同様の取扱いとする。

品名: ㊟レボチロキシナトリウム錠

規格: 50 $\mu$ g 1錠

薬価: 9.60円

(添付資料)

1. 東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナトリウム錠50 $\mu$ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

(平23.4.6 保医発0406第1号 厚生労働省保険局医療課長通知)